

資料 1 - 1

1 消防学校における教育訓練に関する現状

(1) 根拠法令等

消防組織法（抄）

第五十一条

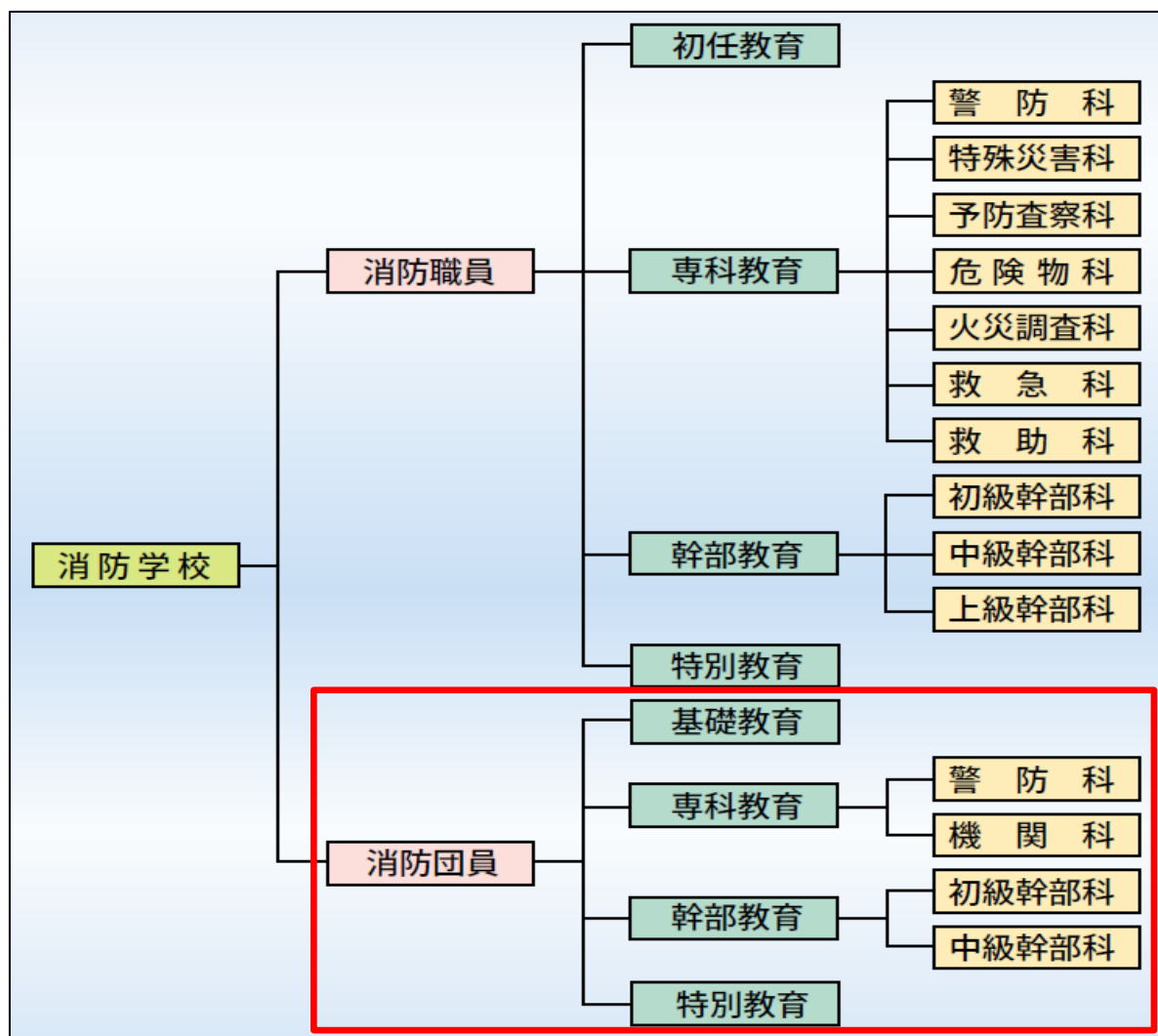
都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

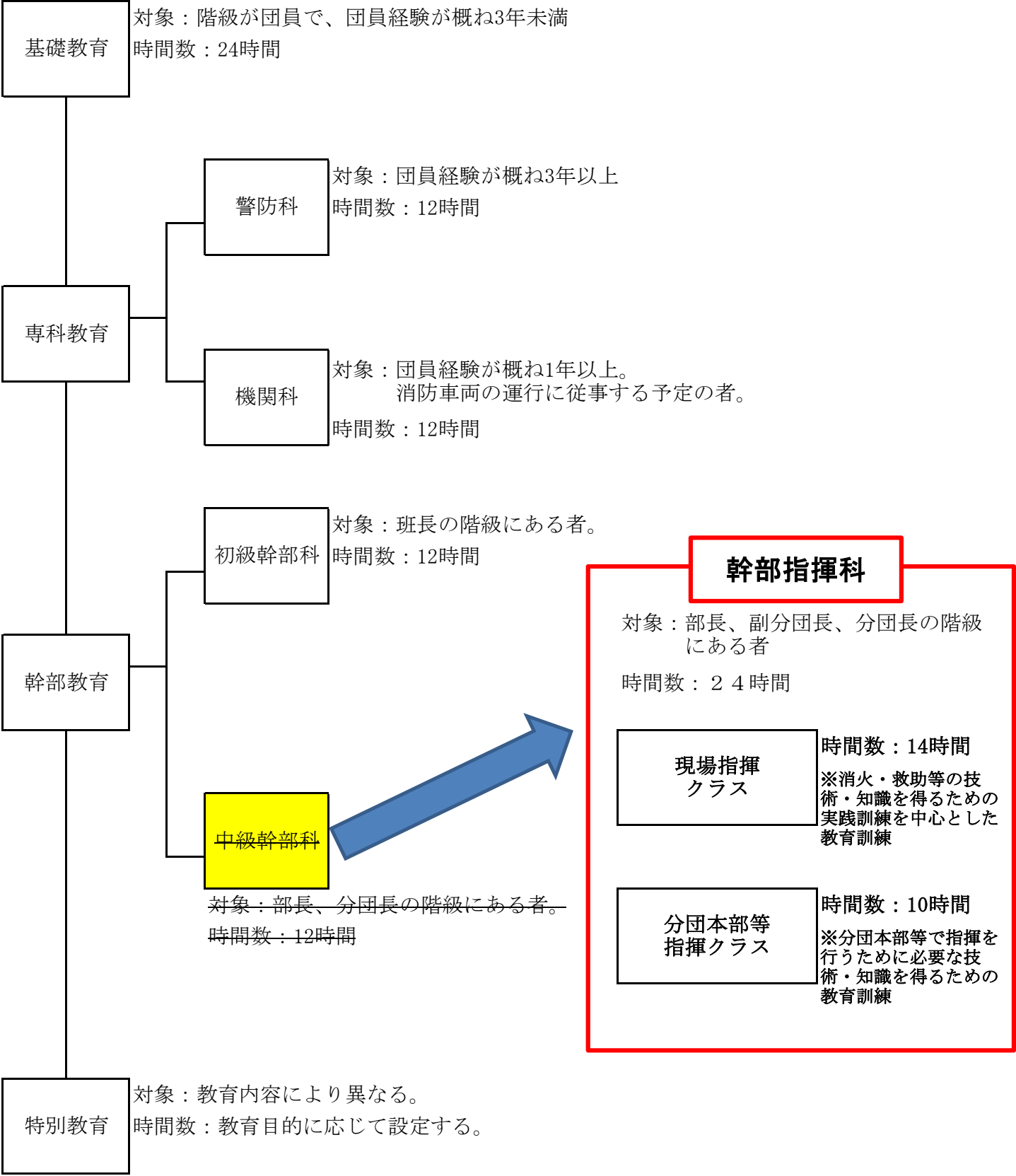
3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(2) 「消防学校の教育訓練の基準」体系図



2-1 消防団員に対する教育カリキュラムの見直し



◇中級幹部科（１２時間）　＜現在＞

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		中級幹部としての職責と心構え	1
組織制度	消防団の概要	消防団組織の現況	1
		消防団の充実強化及び活性化対策	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果	3
		火災防ぎょ指揮要領と留意点	
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震	
		風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
	公務災害補償	公務災害補償制度の概要	
事例研究	実務研究課題討議	消防団の充実強化及び活性化事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1
			12

→

◇幹部指揮科（２４時間）　＜改正案＞

①現場指揮クラス・・・現場指揮に必要なとなる消火・救助等の技術と知識を中心とした教育訓練

教科目	内容	時間数
現場指揮・安全管理	現場指揮者としての心構えと安全管理	1
避難誘導訓練	避難誘導・避難広報、退避ルールと情報伝達手段	2
火災防ぎょ訓練	出場、現場到着、ホース延長、消火活動	2
水災活動訓練	浸水区域の救助、水防工法	2
救助・救命訓練	救助資機材の取扱要領、倒壊家屋等からの救助と救命	4
地域防災指導訓練	初期消火、応急救護及び簡易な救助の指導方法	1
災害情報収集・伝達訓練	他機関に対する案内、情報収集・伝達等の情報共有	1
	検索救助活動における活動標示の活用	
行事その他	入校式、修了式等	1
		14

②分団本部等指揮クラス・・・分団本部等で指揮を行う幹部を対象に、分団本部等での指揮に関する必要な知識・技術を得るための座学を中心とした教育訓練

教科目	内容	時間数
消防団の充実強化及び活性化対策	消防団の加入促進、処遇、装備及び教育訓練等	2 ※1
災害現場対応	分団本部活動・運営要領	5
	部隊等の安全管理	
	災害情報収集・伝達等の情報共有	
	他機関との連携	
	長期化活動対策	
	惨事ストレス対策	
事例研究	消防団の充実強化及び活性化事例	2
行事その他	入校式、修了式等	1
		10(5)

(内訳)
座学:3時間 ※2
効果測定・図上訓練:2時間

なお、※1、※2の座学5時間については、eカレッジを事前受講することにより、消防学校等で受講したものとみなす。（括弧内はeカレッジ事前受講の場合）

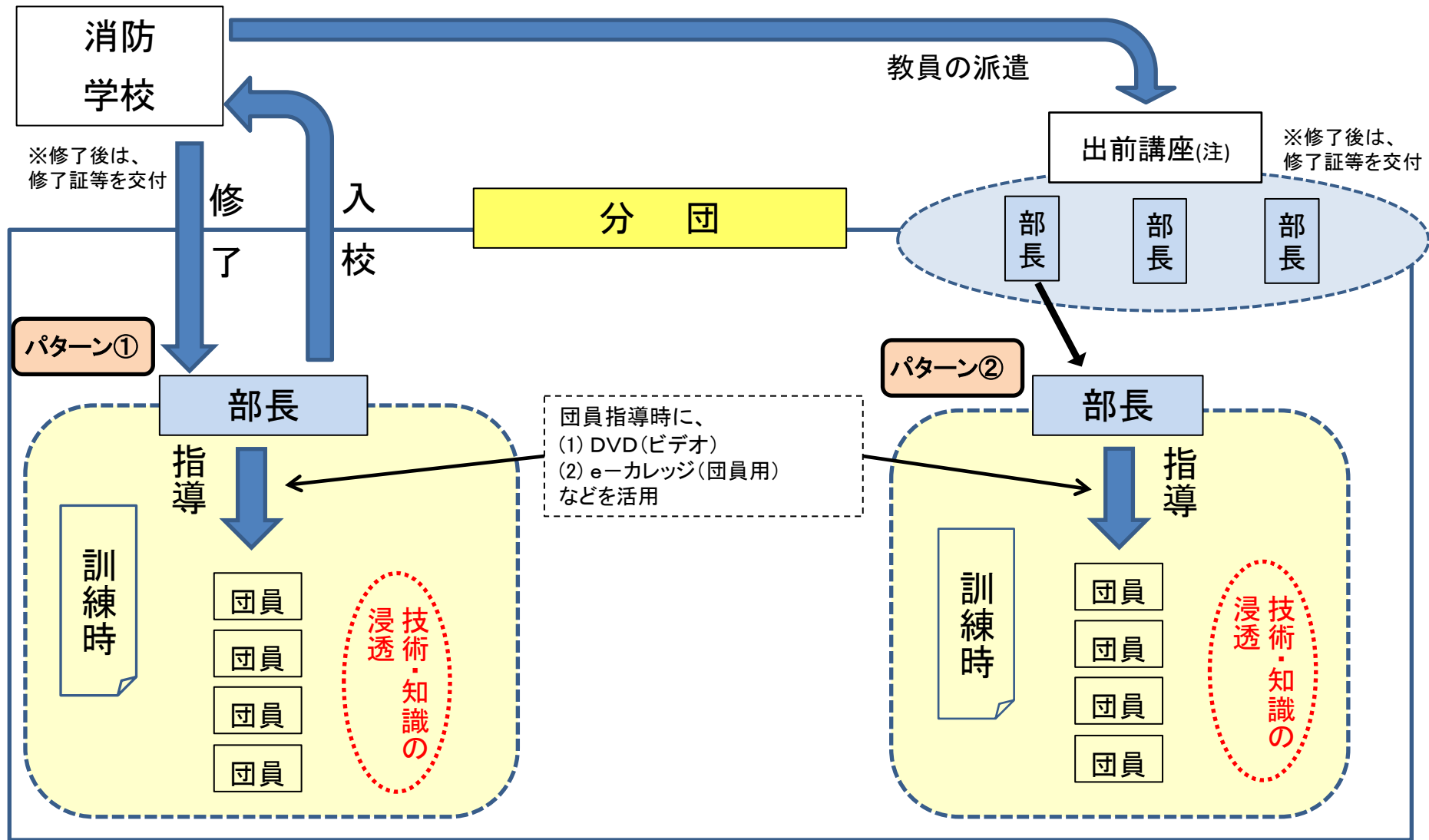
修了証等の交付について

(1)現場指揮クラス又は分団本部等指揮クラスを修了した者に対し、修了証をそれぞれ交付するものとする。

(2)現場指揮クラス及び分団本部等指揮クラスを修了した者に対しては、幹部指揮科の修了証とバッジ(ワッペン等)を交付するものとする。
なお、現場で活動するにあたり指揮を執る者であることを示すため、当該バッジ等を着用することができる。

(3)既に中級幹部科を修了している者については、分団本部等指揮クラスを修了したものとみなし、現場指揮クラスを修了すれば、上記(1)、(2)と同様に、修了証とバッジ等を交付するものとする。

3 技術・知識の浸透



注：消防学校の教育訓練の基準（抄）

第15条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分に実施できがたいと認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

標準的な地域防災拠点施設及び消防団の拠点施設

地域防災拠点施設

備蓄倉庫 (地域住民向けの食料や資機材の保管庫) ※ 消防防災施設整備費補助金においては30㎡以上	消防防災用車両の収納スペース		
	資機材の収納スペース		
	情報機器	待機室、広間、 研修室等 ・台所や収納場所に加え、団員1人 当たり1㎡～1.5㎡程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式 等で行うことを想定した十分な スペースを確保	男性用 更衣室
自主防災組織等の 活動スペース 等	男性用 トイレ		
	女性用 更衣室		
	女性用 トイレ		

消防団拠点施設

消防防災用車両の収納スペース		
資機材の収納スペース		
シャワー等	情報機器	男性用 更衣室
女性消防団 員等の活動 スペース等	待機室、広間、 研修室等	男性用 トイレ
		女性用 更衣室
		女性用 トイレ

付加施設